

## 議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年8月23日（月）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### ○政治倫理審査会に関する施行規程について

島田委員長

前回の委員会での確認事項について報告します。まず、1点目の議員から職員へのハラスメント事象が発生した際の相談窓口の有無ですが、事務局から執行部に再度確認したところ、「所沢市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に準じた手続きが想定され、人事担当課、所属長、市長が任命している相談員が相談窓口になるということです。続いて、2点目の職員のハラスメント行為に関する相談件数及び内容につきましては、お手元に配付しました、執行部から提供された資料の表のとおりです。

政治倫理審査会に関する施行規程について、「大津市議会政治倫理条例施行規程」と同様の必要事項を定めることについて、再度、持ち帰り、協議いただくことになっていたと思いますが、何かご意見や課題等はございますか。

矢作委員

大津市議会を参考にということで、おおむね良いと思う。会派では、前回も申し上げたと思うが、大津市議会では公表するとなっているので、必要であれば条例改正も含めて、公表していく方向にしたほうがよいと思う。

島田委員長

矢作委員から条例を改正するという話が出ましたが、政治倫理条例はこの前改正したばかりで、今の流れだと、政治倫理審査会が設置された場合は、その中で公表の在り方も議論していただいて、必要であれば公表するし、必要でなければ公表しないということになると思います。

松本委員

委ねるということだ。

島田委員長

そうですね。意見として矢作委員の会派から公表の在り方について出たということですね。他に何かありますか。なければ、前回とただ今のご意見を整理させていただき、（仮称）所沢市議会議員政治倫理条例施行規程（案）にまとめ、次回委員会で確認いただくこととしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

島田委員長

政治倫理審査会の設置に係る施行規程とは別に、ハラスメントの事象が発生した場合の救済手続きとして、要綱等を作成しておく必要があるかということについて、正副委員長案として、「所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱（案）」を事前に配信しております。この案に基づいて各会派で協議していただくことになっていたと思います。荻野副委員長から説明していただきます。

荻野副委員長

前回の委員会でハラスメントの防止等に関する要綱のたたき台を正副委員長で作成することになり作った。執行部の要綱を参考に作っていこうという考えだったが、執行部の要綱が細かく、こちらから見ると関係ない規定も多かったので、川越市議会と東松山市議会でもハラスメント防止条例というのが、名称は少し違うがあったので、その辺の条文が参考になるかと思い、その辺を踏まえてたたき台を作った。

内容は見ていただけると分かると思うが、例えば第4条の議長の責務という条文があるが、その中で「各会派を代表する者から意見を聞く」としたのは、実態としては代表者の会議を開くということになるが、この会議の位置づけというものが非公式な部分もあるので、表現上はこの様な形がいいと思い、こうしている。あとは第5条で議長職務の代行とあり、これは東松山市の条文にもあり、東松山市の場合は「議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が」とあったが、仮にそういった事例が発生した場合に、年長の議員が対応するのはいいのかという話に委員長となり、議会BCPの職務代理の順位を議論したときに、議長、副議長、その次は議会運営委員長ということだったので、そのほうが馴染むのかなということで、たたき台としては議会運営委員長にしたところだ。あとはほしい条文にあるとおりで、たたき台を作成した経緯はそうなる。

島田委員長

以上を踏まえたうえでご意見はありますか。

松本委員 今ので理解できたが、第4条の4項で、組織上議長が仕切るの分かるが、議長の負担が大きいという印象を受けたが、これも参考にしたのか。

荻野副委員長 そうですね。この辺は参考にしている。

松本委員 指導、助言、注意と、議長の負担が大きいという印象があった。

矢作委員 色々調べて、丁寧に作っていただいたが、会派としては、条例上うたっていない部分が含まれているので、まずは条例の部分の政治倫理審査会の規程をこれから作っていくので、まずはそこが先決ではないかというところで、これは条例上にない部分なので難しいのではないかという意見だ。

島田委員長 そもそも、こちらの要綱はいらないのではないかという話ですかね。

矢作委員 第4条の4項のこともあったが、自分たちのことを自分たちで決めていくのはなかなか難しい。川越市や東松山市は条例になっているということで、条例になっていればそうなのかと思うが、今は条例の規程を作ろうとしているので、まずはそこが先決だと思う。

川辺委員 会派としては、要綱はあったほうが良いという考えがあって、その上で

松本委員もおっしゃったように、第4条の4項のように議長の負担が大きい。ハラスメントの認定というのは非常に難しいというのがあって、議論のぶつかり合いが常にある議会において、少し強い言い方がハラスメントに捉えられることもあり、非常に難しい判断もあるので、そこは今後きちんと議論を重ねて決めるにしても、様々な角度で検討したうえで決めた方がいいという意見が出た。

石原委員

会派としては、作っていただいたような要綱で準備していった方がいいという意見だ。前回の委員会でも主張したが、被害を受けた方が訴え出る先が何もなく、結果、泣き寝入りしてしまう状況が最悪だと思う。川辺委員がおっしゃった、何をセクハラと判断するかが非常に難しいというのはそのとおりだと思うが、それを届け出て、それがセクハラかどうかを公平に判断するよりどころとなるのがこの要綱で、議長に客観的に見てもらえると思う。当事者同士だと話を收拾するのは難しいと思うので、要綱を作り、それが該当するのかを客観的に見て、ある種こういうシステムに則って話を進めていくものが必要なのかなと思う。

石本委員

結局、訴える手段がどこになるかという話だと思う。今の時点でこれが無ければ、どこで言うのか。議会運営委員会か。それだと表へ出る。内容が内容だけに、最初から表でやってしまい、あとから間違えましたという訳にはいかない内容だ。表になったら、それなりの対応をせざるを得ない。

矢作委員のおっしゃる理屈もわからなくもないが、今までは言っていないから、そうしたことがない前提に立っているが、今後、認識の違う人が現れて、表で言われたときにどうするのか。

例えば、この前の消防議会で、職員のハラスメントのことがいきなり一般質問で表へ出た。当然表へ出たら、それなりの処分をする。本当にあったかという内容は抜きにして、表に出るといことはそういうリスクもある。仮にそれが違ったとき、言う先がなかったと言われたらどうするのかというリスクもある。

矢作委員

政治倫理条例のなかでは、必要な場合は政治倫理審査会にかけるとあり、審査会に申請を出す。大津市の例を見ると、申請をされて、その結果として審査会でやる内容でなければ却下される場合もある。議員同士で判断するのは非常に難しいが、だからこそ政治倫理審査会はあると思うので、そこにかからない軽微なものといっても、何が軽微で何が重要なのかも判断が難しい。法務の関係にも聞いたが、条例にあるもの以上のものは作れないのではないかとということだった。なので、まずは政治倫理審査会の施行規程をきちんと固めるのが先で、その後に考えていくべきだと思う。線引きは難しいが、松本委員のおっしゃるとおり、議長に判断を委ねるといのは、自分になったらと考えると悩ましいと思う。議員同士の中でそれを裁くものといのは、私は考えられない。

石原委員

理屈は分かる。ハラスメントという非常にセンシティブなことは、人権問題にも関わることで、SOS の声を上げる場所自体が今は無く、それが必要であって、特に石本委員と矢作委員は、消防議会のときにハラスメントのことは一緒に力を合わせて、あのときも職員はどこに訴えたらいいかわからなくて、結局はあのような手段で議会に訴えたではないか。どのように取り扱うかの議論はできるので、声を上げるもの自体をなしにしてしまうのは、人権問題的にもこうしたものを設けないというのは今の時代は難しい。用意したほうが深刻な人権問題に発展しない、防止にもなる。

松本委員

私の発言に付け足したが、窓口というか訴えるシステムを早急に作るべきというのは変わらない。ただ第4条の4項にある議長の負担を、3項と4項を上手く交えて、こういう案件が出てきた、訴えられてきた、議長に相談が来たときに各会派の代表者から意見を聞くことになっているが、そうではなく、審査会にかける前に議長が中心にはなるが、主だった人たちに集まってもらう場を、さっき矢作委員が懸念していた、議員が議員を裁くというのが、議長が単独ではなく、複数の人で議論して、これはハラスメントだとか、審査会にかけようとか、議長はきちんと注意してほしいとか、そういうところまで持っていく場が必要だと感じる。

石本委員

確かに文字だけ見ると、第4条の第4項は格式高いかなり厳しい雰囲気だと思うが、おそらく実態を考えると、議長が議長室へ呼び、もう少し態

度を改めたほうがいいよと言うくらいのレベルだと思う。これを踏み越えていく場合がそれこそ政治倫理審査会になる。例えば3項でこういう話が出てきたので、議長と副議長で話を聞いてみて、実態的には4項は、そういうのは直したほうがいいよ、というような、その程度だと思う。これより上にいくと、繰り返しになるが政治倫理審査会になる。

荻野副委員長

まさに石本委員のこのような認識と近い認識で私は作った。川越市議会  
は東松山市議会より先にできているが、議長の責務というのは非常に簡単  
な条文で「議長はハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員に  
よるハラスメントがあると認められるときは、迅速かつ適切に必要な措置  
を講じなければならない。」とあるだけだ。東松山市議会は今あるのと同  
じで4項になっているが、東松山市議会の場合は、各会派の代表者からな  
るハラスメント審査会を設置することができることあり、条例なのでかなり  
重い表現になっている。実態として、代表者の会議を開くようになるとい  
う認識をもとに、あのような表現にした。議長の責務が重いという話もわ  
からなくはないが、結局議会で何かあったら議長が、という形で規程や要  
綱を作るしかないと思う。指導、助言、注意とあるが石本委員が言ったよ  
うになるかもしれないし、その他必要な措置ということで、議場の席替え  
があるかもしれないということだ。

石本委員

場合によっては「議員に対して必要な措置を講じるものとする。」でも



いい。

川辺委員

被害を受けた方が、被害を受けたことをどう訴えるか。場合によってはマスコミにいきなり出るかもしれない。そうしたことを防ぐためにも、しっかりと窓口を作っておくべきだと思う。昨年の廣瀬先生を招致したときも、被害を受けた方が申し出る窓口を作るべきだという趣旨のお話があったので、そこも含めて考えた方がいいと思う。

矢作委員

今は政治倫理審査会の施行規程を決めていくということがある。そちらを固めてから考えてもいいと思う。

島田委員長

政治倫理条例の議論で、相談窓口が必要ではないかという話が皆さんからあったので今議論しています。施行規程については、実際に政治倫理審査会を行うにあたっての事務手続きが決まっていなかったのを併せてお示ししているのであって、むしろ今議論している相談窓口のほうがメインであって、施行規程は事務的手続きなので、それはそれで政治倫理審査会を設置するというのは大きな話なので、そうならないように、今ご議論があったように、相談窓口というようなところで相談できる体制が必要だということでも議論している。そもそもいらぬのではないかというご意見もいただきましたが、もう一度趣旨を会派でご議論していただきたいと思えます。要綱の文案はあくまでもたたき台ですので、石本委員が第4条の4

項を、おっしゃったように表現の仕方はこれから議論をしていいものを作  
っていけばいいと思いますので、他の会派の皆さんもそういう意見が多い  
ので、持ち帰りということによろしいですか。

(委員了承)

#### ○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回の委員会での確認事項について報告します。議運及び広聴広報委員  
会の会議記録が公開されていない理由につきましては、常任委員会の会議  
記録の市議会HPへの掲載、公開について過去の議運で確認がなされてい  
ることが判明していますが、議運及び広聴広報委員会の会議記録は、公開  
することについて議運で議題となったことがないことが明らかになってお  
り、そのため、公開されていないものと考えられます。

前々回（7月15日）の委員会が出された改正箇所や意見をまとめた改  
定提案表に前回（7月27日）のご意見を反映し、更新したものを事前に  
配信しております。これらの意見について、各会派で持ち帰りとしており  
ましたので、再度、協議してまいります。

表の右欄に記載のご意見や課題などへのご意見などがございましたら、  
お願いします。

川辺委員

第3条のユニバーサルデザインを分かりやすい表現にしたほうがいい  
ということで、私自身このユニバーサルデザインの言葉の定義を見てみて

も様々な角度で書いてあって、多様性という言葉でいいのではと思ったが、ユニバーサルデザインの言葉の定義は大きく分けて7つあるとか、そこももう少し研究してじっくり考えほうがいいと思う。

矢作委員

第9条の一問一答方式の部分は、前回も申し上げたが、一問一答方式でない方もいるので、現行のままでいいと思う。反問権の在り方も、この条例を作るときに様々な議論をして作ったという経緯があるので、そのまま残していいと思う。新規提案の情報通信技術の活用というところで、今議会運営委員会でもどのような活用があるかというところが宿題にもなっており、ICT作業部会での取り組みもあるところだが、提案の条例案の内容であれば大丈夫ではないかということで、この案も含めて新規規定は提案どおりでいいのではないかと考えている。

川辺委員

第25条の定めるところによるという表記は、現行のままでいいのではないか。基本条例の中では、あくまでもこうしたことがあるということで、ここでも深い書き込みをすると、倫理条例を見たときに二重の表現になるので、このままでいいのではないかという意見があった。

石原委員

うちの会派は前回申し上げたとおりで変更はない。

川辺委員

新規規定の議会モニター制度、情報通信技術の活用、会議録の公開とそ

れぞれ様々な角度から考えて、情報通信技術も地方自治法とかも考えて時間をかけて議論していったほうがいい。

島田委員長

ご意見の出ていない会派については、基本的に前回の考えと同じということですね。整理すると第3条のユニバーサルデザインというのは、表現含めていい表現を考えていきたいというのが公明党からの意見ですが。

川辺委員

ユニバーサルデザインという言葉自体が分かりにくいという認識があって、表現の仕方を皆さんで考えたい。

荻野委員

具体的な表現はあるか。

川辺委員

この前の多様性という表現でいいのではないかと思ったが、例えば、ユニバーサルデザインの7原則というのをご存知か。言葉の確認をしようと調べたところ、年齢だとか、性別だとか、ハード面とか、空間的なこととかとても幅広い言葉を含めてユニバーサルデザインとなっており、私の中ではなんとなくユニバーサルデザインとバリアフリーは似た言葉であったが、ユニバーサルデザインというのは広い言葉を指しており、もしかすると最終的に多様性という言葉で足りるのかもしれないが、もう少し考えたいと思った。

島田委員長

一問一答は現行のままでいいという会派がありました。広聴広報委員会はどうですか。

松本委員

結論的には前回の意見になる。広聴広報委員会として、ネーミングをする決定的な説得力が私にはなかったが、あればお知恵を借りたい。委員会にする意味合いが、ここにも書いてあるが会派で説得できない。会議体から委員会にする意味をどう説明したらいいか。

荻野委員

どういう風に引っかかってくるのか。

松本委員

委員会にしなくて今のままですむのではないかというのが前提にあるから、そうではなく、委員会という名前にしたいと言っているが。

石原委員

今委員会として活動して、他の委員会と差はなく活動している。

松本委員

実態は委員会になっているから、実態に合わせたネーミングだよと。

石本委員

遡ると松本委員と同じ会派にいるような人たちが推し進めた。議会報図書室委員会だった。それをもっと市民の声を聴くべきだと、当時の議長が、議会報図書室委員会から広聴広報委員会に格上げするのだという提案があり、それで委員会でないと言われると何だったのかと正直なってしまう。

荻野委員	何回も申し訳ないが、廣瀬先生の前回の報告書は読んだか。
松本委員	読んだ。
荻野委員	それは説明したか。
松本委員	説明した。
荻野委員	前回の特別委員会でも散々議論したが、他の常任委員会、議会運営委員会、これは地方自治法に基づく委員会で、広聴広報委員会は条例上の位置づけは何もない。前回の特別委員会の改正の議論の中でその条文を作った。ただ、どういう理屈か分からないが広聴広報委員会という言葉は入れたくない。そこで当時の議長の提案で会議体という中途半端な表現で何となくまとまった。中途半端な状態だ。
松本委員	もう一度会派で相談してくる。
石原委員	前回改正するとき、市民シンポジウムを開いて、まさに第22条について市民から質問があり、どうしてこういう経緯だったかも私も説明したが、参加されている市民もそれは市民にはわからないと言っていた。今回

委員会にしたほうが分かりやすい。

休 憩（午後 2 時 1 2 分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午後 2 時 1 4 分）

島田委員長

今の件は持ち帰りをお願いします。議員の政治倫理のところは現行のままでいいというご意見はありましたが、ここはまた議論があると思います。新規規定の議長及び副議長の所信表明についてご意見はありますか。こういう趣旨のことを盛り込むというのはよろしいですか。

（委員了承）

荻野委員

取手市議会とかは基本条例に入っているから、会議録の扱いがどうなっているか調べてもらえるか。

島田委員長

事務局お願いします。

石本委員

他の議会では議長選と副議長選をインターネットの録画中継で見られるところがある。うちは生配信だけだ。もしわかれば、インターネット中継でそのまま残っているところが 2、3 あるといい。そういうところは議事録に残していると思う。

島田委員長

そこは調べさせてください。議会モニター制度、こちらはどうか。  
盛り込む方向でよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

情報通信技術の活用、松本委員の会派は議会 BCP の記述を生かすので  
いいと。

松本委員

特に反対ではない。

島田委員長

盛り込んでよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

会議録の公開、こちらはどうか。さいたま市では条文に載せていま  
すが。こちらも盛り込んでいく方向で進めていいですか。

矢作委員

報告のなかで、議会運営委員会と広聴広報委員会は議題にならなかった  
ので非公開になっているとあったが、ここで条文に入れるとなると公開さ  
れることになるのか。

荻野委員

そこはまた議会運営委員会で議論する。ここでは決められないので。そ



ういう方向で議論するのであれば、議会運営委員会で決めなければならない。

島田委員長

基本条例上では盛り込んで、それを踏まえてやるかやらないかは議運で取扱いを決めることになります。

矢作委員

条例を決めたら自動巻きでそちらで検討するわけではないのか。

荻野委員

議会運営委員長の取扱いによる。

石本委員

議会基本条例を制定し13年もすると、当時関わっていた議員も入れ替わる。過去の議運でどういう議論があったかを伝えなければいけないが、それを勉強する場もないし、視察受け入れが始まれば、当時作った議員ではない正副委員長が説明することになり、過去の経緯は知らないといけないが、議会事務局もそんな議論があったという会議録があることも知らないということも起きるので、この会議録のことは大きいと思う。

荻野委員

実際市民から請求があれば公開している。

島田委員長

こちらは話を進める方向で議論していくことでよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

全条項について、表現の仕方は議論することにします。おさらいすると、第3条のユニバーサルデザインのことは川辺委員にも具体的な表現のアイデアを次回出していただきたいと思います。第4条の努めるものとするとか、第9条の原則とするとか、第25条の遵守するとか、表現を強めたり、原則化するというニュアンスがあると思いますが、そこについても表現の仕方含めてご議論いただきたいと思います。広聴広報委員会について、松本委員の会派は、現状に即した改正だということで持ち帰りいただければと思います。

荻野委員

他は全会派賛成なので。

島田委員長

そこはご理解いただければと思います。新規規定のこちらの4つ、所信表明、議会モニター、通信技術の活用、会議録の公開は進めていくということなので、今案としては載せてありますが、より良い表現の仕方とか、また会派で持ち帰っていただいて、次回持ち寄っていただければと思います。

#### ○その他

島田委員長

9月定例会に中間報告を行うことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

つきましては、速やかに議長に中間報告を行う旨の申し入れを行いま

す。タイミングとしては、9月定例会の議事整理日初日に委員会を開きたいと思いますので、定例会初日ではなく、最終日前日にまとめて報告させていただこうと考えております。「所沢市議会災害対策会議設置要綱」につきましては、以前、議会BCPに付随した改正について確認しましたが、再度、策定された議会BCPとの整合性を確認し、事前に配信しましたとおり改正案を作成しました。この議会BCPに記載の設置・開催フローに合わせた設置要綱案を改めてご確認いただいた上で、改正の事務手続きをさせていただきたいと考えていますがよろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午後2時25分)